

株式会社NEXT EDUCATIONが運営する学習塾「坪田塾」
「契約書」・「入塾誓約書」の改定条項

改定前	改定後
<p><契約書></p> <p>第8条（中途解約による契約の解除に関する事項）</p> <p>② ①の契約の解除があった場合には、当塾は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。</p> <p>（ア）授業開始後の解約の場合 下記のAとBを合計した額</p> <p>A 受講済みの授業の対価に相当する額 （月単位で計算します。したがって、<u>貴殿から解約申出があった月の末日をもって当塾を退会するものとします。</u>）</p> <p>B 2か月分の基本授業料</p>	<p>第8条（中途解約による契約の解除に関する事項）</p> <p>② ①の契約の解除があった場合には、当塾は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で授業料相当額・損害を請求できるものとし、それを超える前受金を受領している場合には全額返還するものとします。</p> <p>（ア）授業開始後の解約の場合</p> <p>①貴殿から解約申出があった月の末日をもって当塾を退会する場合：受講済みの授業の対価に相当する額及び1か月分の基本授業料</p> <p>②貴殿から解約申出があった月の翌月末日をもって当塾を退会する場合：受講済みの授業の対価に相当する額</p> <p>（イ）授業開始前の解約の場合 原則として請求は行わないものとする。</p>
<p><入塾誓約書></p> <p>第3条（退会の申し出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月末付けで退会します。（月途中の退会はしません） ・<u>退会前々月末日までに書類を提出します。</u> 例）3月末退会であれば、1月末日までに教室責任者に書類を提出します。 	<p>第3条（退会の申し出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退会の申し出は、所定の書類を記入の上、本人が教室責任者に書類を提出します。 ・月末付けで退会します。（月途中の退会はしません） ・退会前月末日までに書類を提出します。 例）3月末退会であれば、2月末日までに教室責任者に書類を提出します。